

新型コロナウイルス 感染防止についての 重要事項説明書

改定のポイント

一般社団法人全国自動車教習所エージェント協会
副理事長 中路 衛（大学生協事業連合）



重要事項説明書 改定版のポイント

体温基準について

取消料について

提携教習所様の
実情に応じた表示
の追加について

体温基準

- ①平均体温が高く、しばしば37°Cを超えるお客様が多く、特に女性の場合は生理現象としての微熱症状を示すことは自然と考えます。 → 苦情、トラブルも発生
- ②BA.5型など今夏に市中蔓延した新型コロナウイルスでは、発熱は症状の一つであって発熱しないケースも多数あり、発熱観察のみによる感染防止には限界がある。
- ③公共交通機関、大学、高校等教育機関、行政機関、宿泊施設、飲食施設、その他民間施設などにおいて37°Cの入場規制は少なく、自動車教習所の通学生、職員に37°Cの規制を厳格に設けている例はあったとしても少数と言える。
- ④合宿教習に参加するお客様だけに厳しい制限を設ける事は、合宿免許は感染リスクが高いとのマイナスイメージをすり込む逆効果が懸念される。

取消料 について

- ① エージェント各社の契約規約に取消料項目がある為、**取消料の取扱いに関する表示は廃止**します。
- ② 取消料を収受するか、引き続き収受しないかは、エージェント会員各社個別の判断による（戻る）こととなります。

ご参考

旅行商品における取消料適用基準（コロナ対応）が変更になります。

提携教習所様
の実情に応じた
表示の追加

- ① 現行では契約解除の要件として都道府県知事等の行政指導としていますが、改定版では自動車教習所（管理者）の判断（道路交通法の条項を参考に）に変更しています。
- ② 合宿教習参加期間中に実際にあった事例に基づいて、入校後の一時帰宅によって発生する費用負担を明示しました。また、相部屋プラン等で参加する場合のリスクとして、濃厚接触指定による一時帰宅があることを明示しました。

その他

①今回、移行期に使用される「改定版」であることを踏まえて、**自動車教習所独自条件の取扱いについて明示**しました。

→お客様が入校する自動車教習所が独自に条件を設ける場合、自動車教習所の条件を優先します。

②**期中に規制強化または緩和がされた場合には、変更**する可能性について追記しました。

→この重要事項説明書の有効期間中に政府等による新たな規制が発表された時、本書の各条項を期中に変更することがあります。

新型コロナウイルス感染防止についての重要事項説明書

弊社は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、2023年5月15日までの期間に自動車教習所へ入校するお客様について特別な条件を設けさせていただきます。お客様には大変ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご予約に関する重要な内容です。必ず読み下さり、ご了承の上お申込みください。

1. 弊社は、お客様のご予約を引受けた日から自動車教習所を卒業するまでの期間に、入校先の自動車教習所が新型コロナウイルスを理由に正常な入校又は教習を継続できないと判断した場合、お客様との契約が成立した後であっても、やむを得ず契約解除とさせていただきます場合があります。

2. 弊社は、自動車教習所における新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、お客様が次の各項に該当した時、及び入校前に37.5℃以上の発熱をされた時は、やむを得ず契約解除とさせていただきます。

次の各質問を読み回答欄に☑を入れてください。1つ以上「はい」に該当する時は必ず弊社へご連絡ください。

No	質問	回答欄
1	お客様ご本人についてお聞きします。自動車教習所入校14日前から入校日までの期間に、新型コロナウイルスに感染しましたか？ 又は、新型コロナウイルス感染が疑われる症状（のどの痛み・咳きこみ・倦怠感）がありましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
2	お客様のご家族など日常に接触する方についてお聞きします。自動車教習所入校7日前から入校日までの期間に、新型コロナウイルスに感染した方がいらっしゃいますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

3. 下表へ検温結果を記入し(7日未満の時は予約日以降)、**37.5℃以上の時は必ず弊社へご連絡ください。**

	普段の体温	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	前日	当日
体温	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C	. °C

4. 弊社は、上記1項、2項及び下記を理由に契約変更又は解除とした場合、お客様に対する違約金の支払いや補償を行わない免責とさせていただきます（標準旅行業約款第17条・18条に基づく措置）。

入校から卒業までの期間は毎日検温を行います。検温で発熱を検知した場合は入校することができないか、教習を中断して一時帰宅していただきます。この場合、同じ部屋に滞在する方全員についても濃厚接触の可能性があるとして、原則として一時帰宅していただきます。上記の事情により入校後に一時帰宅いただく場合に生じる医療費、宿泊費、交通費等の諸費用はお客様のご負担とさせていただきます。一時帰宅後、お客様が後日自動車教習所へ再入校を希望する場合は、入校時期によっては追加費用を申し受けることがあります。これらの諸事情によって生じる費用等の取扱いについて、弊社は責任の範囲外として取扱い、追加教習費、交通費、その他の諸費用はお客様のご負担とさせていただきます。予めご了承ください。

なお、弊社は新型コロナウイルスに関連して、お客様が入校する自動車教習所が独自に条件を設ける場合、自動車教習所の条件を優先します。また、この重要事項説明書の有効期間中に政府等による新たな規制が発表された時、本書の各条項を期中に変更することがあります。**入校当日、自動車教習所へこの用紙を持参してください。**

以上の特別条件に同意の上、下記署名欄へ記入日と氏名をご記入ください。

記入日 年 月 日	氏名（自署欄） _____
--------------	------------------

お問合せ先	
-------	--